

前科による資格制限に関する調査シート

1. 資格等名

| | |
|------|-----|
| 資格等名 | 調理師 |
|------|-----|

2. 根拠法令等

| | |
|--------------------|------------------------|
| 前科による資格制限を定める根拠法令等 | 調理師法（第4条）第4条の2、第5条、第6条 |
| | |
| | |

3. 制限の内容

| | | |
|-------|---|------|
| 必要的制限 | × | (備考) |
| 裁量的制限 | ○ | (備考) |

4. 制限事由となる前科の範囲

| | | |
|------|---|---|
| 罰金以上 | ○ | (備考) |
| 禁錮以上 | | (備考) |
| その他 | ○ | (備考) 第四条 第六条第二号に該当し、同条の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者には、第三条の免許を与えない。 第六条 都道府県知事は、調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。 一 第四条の二各号のいずれかに該当するに至ったとき。 二 その責めに帰すべき事由により、調理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。 |

5. 制限期間

| | |
|------|----|
| 制限期間 | なし |
|------|----|

6. 制限の経緯及び趣旨目的

| | |
|-------------|--|
| 制限の経緯及び趣旨目的 | 他の医療福祉関係資格を参考に、資格の信用性の確保や業務の適正な遂行を保障する観点で取消の余地を残すために規定されたもの。 |
|-------------|--|

7. 欠格事由の審査・確認に係る運用状況

| | |
|-------------------|---|
| 審査・確認主体 | 都道府県 |
| 審査・確認時点 | 免許新規申請時 |
| 審査・確認方法 | 申請書に本人が記載。「罰金以上の刑に処せられた者」に該当する場合は、「罰金以上の刑に係る判決謄本又は略式命令書」を提出いただき確認を行っている。 |
| 判断基準 (裁量的制限のみ) | 都道府県によってその運用は異なるものと考えられるが、聞き取りを行ったところ、概ね以下の運用を行っている模様。 ・「罰金以上の刑に処せられた者」に該当する場合、個別の申請毎に免許付与の可否について検討する。 ・執行猶予期間・刑の執行を終えていない場合、原則免許を付与していない。 ・刑の執行終了から消滅までの間は、刑の内容等を踏まえて審査を行う。 |

8. 資格制限の見直しについて

| | | |
|--|-----|---|
| 法令又は運用の見直しを検討いただくことの可否とその理由 (又は見直しの方向性) | 検討中 | 資格制限に関する運用については都道府県毎に異なる可能性があることから、運用の見直しを行う場合、統一したルールを検討する必要があると考える。その際、資格毎に運用が異なることで不都合が生じないよう、資格横断的な検討が必要であると考えます。 |
|--|-----|---|